

令和8年6月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和8年6月総会議事録

1 日 時 令和8年6月15日(月) 午前9時20分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)
第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
第3号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更について (2件)
第4号 農業振興地域整備計画の変更について (5件)
第5号 農用地利用集積等促進計画の策定について
(一括方式1件・二段階方式3件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告(非農地証明) (2件)
2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)
(農地中間管理事業に係る合意解約1件)
3 農地法第5条の規定による許可処分の取消について (1件)
4 その他
・次回総会 7月14日(火) 午前9時30分から 市役所4階会議室
・現地調査 7月2日(木) 予定
・臨時総会 7月21日(火)

4 出席委員(18人:議席順)

- | | | |
|--------------------|-----------|------------|
| 1番 岡藤 英雄 | 2番 村岡 清美 | 3番 岡島 史真 |
| 4番 西村 志おり | 5番 大田 寛治 | 7番 中野 晴人 |
| 8番 山近 洋祐 | 9番 末永 恵子 | 10番 高林 司 |
| 11番 林 一志 | 12番 木村 友則 | 13番 名和田 栄治 |
| 16番 木村 正雄 | 17番 大汐 光晴 | |
| 18番 深水 一男(会長職務代理者) | | |
| 19番 大野 耕作(会長) | | |

5 欠席委員(3名)

- 6番 河野 八千代 14番 林 弘幸 15番 大田 裕美

6 農業委員会事務局職員

事務局長	吉岡 雄二
事務局長補佐	坂倉 幸三
書記	秋本 佑美

7 会議の概要

議長

令和8年6月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

本日の付議事項は、議案5件、報告事項3件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶といたします。

引き続き、5月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会長行事報告)

それではただ今から令和8年6月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員数は16名、欠席委員会員は3名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規程により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。17番、大汐光晴委員、18番、深水一男委員。よろしく願いいたします。

それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年6月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番、地目は登記簿、現況共に田、面積は2,085㎡。外1筆。

全体面積2,188㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●▲▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

事務局長
補佐

理由としまして、譲受人は、同時に購入を予定している家に居住し、畑の耕作を行うために購入することとした。譲渡人は、これから息子が住んでいる家に移動することになっており、申請地から離れて暮らす。現在耕作もしておらず、今後も耕作予定もないため譲ることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から南東約2.5kmに位置する農地です。

また3ページから4ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、田については引き続き法人が、畑については自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

引き続き、当地区担当、11番、林委員、補足説明をお願いいたします。

11番

11番、林です。

先日6月2日に会長、事務局の方々、推進委員の方と現地確認がありましたが、私は当日所用で、次の日に現地を確認させていただきましたが、住宅を購入されて付随する畑をご自分で耕作されるということなので、全然問題ないと考えております。

皆様の慎重審議の程、よろしく願いいたします。

議長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番、地目は登記簿、現況共に畑、
面積は773㎡。

譲受人は、●●市●●町▲番▲-▲▲号●●、●●さん。

譲渡人は、●●市●●町▲丁目▲番▲▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人から申し出があり、耕作地を増やしたいと考えていたため譲り受けることとした。譲渡人は、以前から耕作していない土地を相続したが、今後の利用予定もないため譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び5ページをご覧ください。●●から東北東約500mに位置する農地です。

また6ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

事務局長
補佐 以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 引き続き、当地区担当11番 林委員、補足説明をお願いいたします。

11番 11番、林です。
先ほどと同じで、当日には行きませんでしたので、次の日に現地確認に行ってお参りました。以前、この当該土地の隣を収得されて、そのまま隣も自ら耕作されるということなので、何の問題もないと思いますが、皆様の慎重審議の程をよろしくお願いいたします。

議長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。
よって、本件は許可することに決定をいたしました。
続きまして、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐 それでは説明いたします。2ページをご覧ください。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
令和8年6月15日提出、長門市農業委員会会長 大野耕作。
番号1。
土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲。
地目については登記簿、現況ともに田、面積は1,557㎡。
譲受人は、●●▲▲番地●●、株式会社●●、代表取締役●●さん。
譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

事務局長
補佐

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は宅地造成です。

理由としまして、譲受人は、地主から相談があり、不動産事業として宅地分譲地として造成工事することとした。譲渡人は、耕作ができないので売却を考えた。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び7ページをご覧ください。●●から西約600mに位置する農地です。

また、8ページには公図、9ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページをご覧ください。申請地は、左上(2)のウ、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められており、第3種農地となります。原則として転用は許可されます。

次に、一般基準ですが、『農地法審査基準』11ページから12ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額融資での対応ということで、融資証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和8年10月までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。クの造成のみを目的とすることについてですが、13ページをご覧ください。

こちらにお示ししている表の6番、本件は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた土地の区域内において造成をするものであり、農地法施行規則第57号第5号への例外規定が適用されます。

11ページに戻ります。

(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、溜枡を介し道路側溝に放流し、汚水については、住宅建築後は公共下水道に排出するため、特に問題はないと考えます。

最後に(3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、地域計画の区域にも指定されておらず、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 引き続き、当地区担当 8 番 山近委員、補足説明をお願いいたします。

8 番 8 番、山近です。6 月 2 日、大野会長、村田推進委員さん、事務局と私の計 5 名で現地調査をしました。
場所は、●●横の●●裏の田んぼです。
事務局から説明がありました通り、問題ないと思います。
以上です。

議長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。
よって、本件は許可することに決定をいたします。
続きまして、議案第 3 号「地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐 それでは説明いたします。3 ページをご覧ください。
議案第 3 号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更について。
農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、長門市地域農業経営基盤強化促進計画を一部変更することについて、意見決定を求める。
令和 8 年 6 月 15 日提出、長門市農業委員会会長 大野耕作。
この議案第 3 号につきましては、市が地域計画に関して計画変更を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。
番号 1、重要変更、地域計画からの除外となります。
議案第 4 号番号 2 と関連する案件です。
土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、現況地目は田。
台帳面積 1,976 ㎡。うち、変更面積 1,976 ㎡です。
申請者は、●●▲▲番地●●▲▲、●●さん。
除外の理由は、申請地近くで繁殖牛を飼育しているが、経営規模拡大のため牛舎等を整備したい。

事務局長
補佐

申請地につきましては『議案位置図等添付資料』1 ページ及び10 ページをご覧ください。●●から東北東約 2.9km に位置する農地です。

また、11 ページには公図を添付しています。

申請地は、地域計画において申請者に集積することが位置付けられている農地で、自身の経営規模拡大のための農地転用を行うものであり、地域計画の目的達成のための支障にはならないものと考えます。

また、中山間直接支払制度の対象農地ですが、補助金の返還を行うため、問題はないと認められます。

次に、計画変更後の転用についてですが、申請地は農振計画変更後、第1 種農地となりますが、転用目的が農業用施設であるため、農地法施行令第11 条第1 項第2 号イが適用され、転用可能な案件であると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら挙手の上発言をお願いします。

併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

1 番

1 番の岡藤です。

6 月 2 日に大野会長、事務局、推進委員の池本さん達と、5 名で現地を調査しました。

この●●さんは、二十代前半の若手の就業者ですけども、今回ですね、おじいさんが繁殖牛を 7 頭飼われています。これを引き継ぐと、併せて将来、規模を拡張したいということがございまして、この土地に牛舎を整備するということです。

ということですから、特に大きな問題はないかと思えます。

以上です。

議長

他にどなたか、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を長門市地域農業経営基盤強化促進計画の区域から除外することに同意される方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。
よって、本件は、同意すると決定をいたします。
続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。
番号2、重要変更、地域計画からの除外となります。
土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、現況地目は田。
台帳面積877㎡。うち、変更面積877㎡です。
申請者は、●●▲▲番地▲、●●さん。
除外の理由は、申請地に住宅を建築したい。
申請地につきましては『議案位置図等添付資料』1ページ及び12ページ
をご覧ください。●●から南東約1.6kmに位置する農地です。
また13ページには公図を添付しています。
申請地は、地域計画においては今後検討することに位置付けられている
農地で、除外することが地域計画の目的達成のための支障にはならないも
のと考えます。
また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外で
あるため、問題はないと認められます。
次に、計画変更後の転用についてですが、申請地は農振除外後、第1種
農地となりますが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法
施行規則第33条第4号が適用され、転用可能な案件であると考えます。
以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、
ご意見等ありましたら挙手の上発言をお願いします。
併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上発言
をお願いいたします。

(補足説明・意見・質問なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件農地を長門市地域農業経営基盤強化促進計画の区域から除外するこ
とに同意される方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。
よって、本件は、同意すると決定をいたします。

議長

続きまして、議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。4 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 8 年 6 月 15 日提出、長門市農業委員会会長 大野耕作。

この議案第 4 号につきましては、市が農業振興地域の農用地区域内農地に関して、県に計画変更申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。

番号 1、軽微な変更、農業用施設用地への変更となります。

土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、現況地目は田。

台帳面積 925 ㎡。うち、変更面積 925 ㎡です。

申請者は、●●▲▲番地▲、●●さん。

変更の理由は、繁殖牛を増頭するため、簡易牛舎、パドック、飼料置場等を整備したい。

申請地につきましては『議案位置図等添付資料』1 ページ及び 14 ページをご覧ください。申請地は●●から東南東約 4.2km に位置する農地です。

また、15 ページには公図、16 ページには土地利用計画図を添付しています。

今回の計画変更にあたっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件をすべて満たす必要があります。

ここで、『農地法審査基準』18 ページをご覧ください。

①号については、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

②号については、地域計画における地図上の指定はないため、その達成に支障を及ぼすことはないと認められる。

③号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

④号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

事務局長
補佐

⑤号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

⑥号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度の対象農地ですが、補助金を返還するため、問題はないと認められます。

次に、計画変更後の転用についてですが、申請地は第1種農地となりますが、転用目的が農業用施設であるため、農地法施行令第11条第1項第2号イが適用され、転用可能な案件であると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら挙手の上発言をお願いします。

併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

(補足説明・意見・質問なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を長門農業振興地域整理計画に定める農用地から農業用施設用地に変更することに同意される方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、同意すると決定をいたします。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。

番号2、軽微な変更、農業用施設用地への変更となります。

土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、現況地目は田。

台帳面積1,976㎡。うち、変更面積1,976㎡です。

申請者は、●●▲▲番地●●▲▲、●●さん。

変更の理由は、申請地近くで繁殖牛を飼育しているが、経営規模拡大のため牛舎等を整備したい。

事務局長
補佐

申請地につきましては『議案位置図等添付資料』1 ページ及び 17 ページをご覧ください。申請地は●●から東北東約 2.9km に位置する農地です。
また、18 ページには公図、19 ページには土地利用計画図を添付していません。

ここで、『農地法審査基準』18 ページをご覧ください。

①号については、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

②号については、地域計画の地図から除外予定であり、その達成に支障を及ぼすことはないと認められる。

③号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

④号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

⑤号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

⑥号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度の対象農地ですが、補助金を返還するため、問題はないと認められます。

次に、計画変更後の転用についてですが、申請地は第 1 種農地となりますが、転用目的が農業用施設であるため、農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号イが適用され、転用可能な案件であると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら挙手の上発言をお願いします。

併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

(補足説明・意見・質問なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件農地を長門農業振興地域整理計画に定める農用地から農業用施設用地に変更することに同意される方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。
よって、本件は、同意すると決定をいたします。
続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。
番号3、重要変更、農用地区域からの除外となります。
土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、現況地目は畑。
台帳面積1,477㎡。外2筆。
全体面積7,859㎡、うち、除外面積7,859㎡です。
申請者は、●●▲▲番地▲、●●さん。
除外の理由は、現況確認による非農地化です。
申請地につきましては『議案位置図等添付資料』1ページ及び20ページをご覧ください。申請地は●●から東南東約3.1kmに位置する農地です。
また、21ページには公図を添付しています。
ここで、『農地法審査基準』18ページをご覧ください。
①号については、現地は字●●▲▲番▲を除き山林・原野化しており、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。
②号については、地域計画における地図上の指定は無く、その達成に支障を及ぼすことはないとは認められる。
③号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないとは認められる。
④号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないとは認められる。
⑤号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないとは認められる。
⑥号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

事務局長
補佐

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外であるため、問題はないと認められます。

次に、除外後の取り扱いについては、原野・山林化した筆については現況確認により非農地化が確実な案件であると考えます。

また、畑として残る部分については、今後、所有権移転の後、維持管理される予定であり、特に問題は無いと考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら挙手の上発言をお願いします。

併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

(補足説明・意見・質問なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を長門農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、同意すると決定をいたします。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。5ページをご覧ください。

番号4、重要変更、農用地区域からの除外となります。

土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲▲、現況地目は畑。

台帳面積490㎡、うち、除外面積490㎡です。

申請者は、●●市●●町▲丁目▲番▲▲号、●●株式会社●●営業所。

除外の理由は、農家用住宅建築です。

申請地につきましては『議案位置図等添付資料』1ページ及び22ページをご覧ください。申請地は●●から北西約800mに位置する農地です。

また、23ページには公図、24ページには土地利用計画図を添付しています。

事務局長
補佐

ここで、『農地法審査基準』18 ページをご覧ください。

①号については、検討の結果、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

②号については、地域計画における地図上の指定は無く、その達成に支障を及ぼすことはないとは認められる。

③号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないとは認められる。

④号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないとは認められる。

⑤号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないとは認められる。

⑥号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外であるため、問題はないと認められます。

次に、除外後の取り扱いについては、第2種農地となり、他に相応しい場所も存在しないため農地法第5条第2項第2号が適用され転用可能であり、特に問題は無いと考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら挙手の上発言をお願いします。

併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

12番

12番、木村です。

これ、農家用住宅建築となっているんですけど、農家用というのはわざわざ付ける理由があるのか、すごく素朴なんですけど、住宅建築でいいのかなと思うんですけど、この農家用建築と付ける理由か何か、条件があったら教えてください。

事務局長
補佐

はい、お答えします。

転用に関しては、国の方が色々と規定を設けているのですが、まず一般用の住宅に関しては、概ね 500 平米以下で、建ぺい率が 22%以上という条件が付いております。一方、農家用住宅となりますと、概ね 1000 m²以下という条件が付いておまして、建ぺい率等の追加の定めはないといったところで、農家用住宅の方が多少ゆるく、というか広くとれるというところがございますので、こういった表現をさせていただいております。

12 番

わかりました。

議長

他にどなたか、質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(意見・質問なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を長門農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、同意すると決定をいたします。

続きまして、番号 5 について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。

番号 5、重要変更、農用地区域からの除外となります。

土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、現況地目は田。

台帳面積 472 m²、うち、除外面積 472 m²です。

申請者は、●●▲▲番地▲、●●さん。

除外の理由は、住宅建築です。

申請地につきましては『議案位置図等添付資料』1 ページ及び 25 ページをご覧ください。申請地は●●から南約 1.4km に位置する農地です。

また、26 ページには公図、27 ページには土地利用計画図を添付しています。

ここで、『農地法審査基準』18 ページをご覧ください。

事務局長
補佐

①号については、検討の結果、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

②号については、地域計画における地図上の指定は無く、その達成に支障を及ぼすことはないと認められる。

③号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

④号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

⑤号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

⑥号については、土地改良事業等から 8 年以上を経過しているため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象となっておりますが、補助金返還予定であり、問題はないと認められます。

次に、除外後の取り扱いについては、第 1 種農地となりますが、住宅建築であり他に相応しい場所も存在せず、集落に接続して設置されるもので、農地法施行規則第 33 条第 4 号が適用され転用可能であるため、特に問題は無いと考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら挙手の上発言をお願いします。

併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

(補足説明・意見・質問なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を長門農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。
よって、本件は、同意すると決定をいたします。
続きまして、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。6ページをご覧ください。
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定について。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見決定を求める。
令和8年6月15日提出、長門市農業委員会会長 大野耕作。
令和8年6月30日の公告となります。
まず、一括方式による利用権設定です。
賃貸借が長門地区1件1筆、2,254㎡となります。
詳細につきましては、7ページから8ページをご覧ください。
ここで一点訂正がございます。7ページの表の右側、契約期間が令和10年11月30日までとなっておりますが、正しくは令和9年11月30日までとなります。訂正をお願いいたします。
次に9ページからの二段階方式による利用権設定です。
賃貸借が長門地区3件5筆、5,843㎡となります。
詳細につきましては10ページから11ページをご覧ください。
中間管理事業法第18条第5項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること、等の計画要件を満たしていると考えます。
以上です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

(補足説明・意見・質問なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。
よって、本件は、同意することに決定をいたしました。
議事については以上となります。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入ります。12ページをご覧ください。
報告事項1、土地現況証明報告です。
番号1。
土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、登記地目は雑種地。
面積は711㎡。外2筆。
申請者は、●●▲▲番地▲、●●さんです。
令和8年6月2日に、会長、事務局とで現地を確認しました。
現地は野菜が作付けされており、農地として利用されていたことから、
同日付けで畑として証明しております。
外1件の現況証明をしております。
報告事項1については以上でございます。

議長

ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

議長

続きまして、報告事項2の説明をお願いします。

事務局長

それでは説明いたします。13ページをご覧ください。
報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの。
農地中間管理事業、二段階方式・一括方式に係る合意解約です。
番号1。
通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲▲、●●成年後見人●●さん。
借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●
転借人は ●●▲▲番地、農事組合法人●●。
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は2,383㎡。
外2筆。
令和8年4月30日に合意解約しております。
報告事項2については以上となります。

議長 ただいま、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

議長 続きまして、報告事項 3 の説明をお願いします。

事務局長 それでは、説明をいたします。14 ページをご覧ください。
報告事項 3、農地法第 5 条の規定による許可処分の取消についてです。
番号 1。

土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況共に田、
登記面積は 220 m²。

申請者は●●▲▲番地▲、●●さん、外 1 名です。

理由としましては、借受人の一人が自己所有の駐車場を第三者に貸付け、
その代替として今回の転用により新たに駐車場を整備する予定であったが、
その元計画が中止となり、本件駐車場が不要となったため。令和 8 年 6 月 2
日に許可を取り消しております。

報告事項 3 については以上となります。

議長 ただいま、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

議長 報告事項は以上となります。
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いします。

事務局長 まず、本日総会終了後に農地利用最適化推進委員の候補者選定委員会を
補佐 開催いたします。

選定委員である大野会長、深水職務代理、中野委員、名和田委員、木村
正雄委員、大田寛治委員は、引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、次回の農業委員会定例総会ですが、7 月 14 日 (火) 9 時 30 分から
長門市役所本庁 4 階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては 7 月 2 日 (木) を予定しております。
該当する委員の皆様には、後日事務局から集合時間等連絡しますので、ご
立会をよろしくお願ひいたします。

事務局長
補佐

最後に、委員改選に伴う臨時総会を7月21日（火）に開催いたします。
留任される委員の皆様方には改めてご案内いたしますので、ご出席のほどよろしくお願ひいたします。
事務連絡については以上となります。

議長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
ご苦労様でした。

終了時間 午前10時10分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和8年6月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 大 汐 光 晴

議事録署名委員 深 水 一 男